

農地法第5条許可申請添付書類

申請書に記載していただく他に、下記の書類が必要です。

★申請前の確認事項

- ・農振地域の農用地区域外であるか（農政課で確認のこと）
- ・隣接土地所有者の同意はあるか（水利権者等の同意を要する場合）

★許可申請書の添付書類等

☆譲渡人（貸人）

- ・印鑑（実印、申請書を自書する場合は省略できる）
- ・印鑑証明書

☆譲受人（借人）

- ・印鑑（申請書を自書する場合は省略できる）
- ・住民票（登記事項証明書の住所と同一の場合不要）
- ・事業計画書（別紙）
- ・登記事項証明書（法務局、3ヶ月以内のもの）
- ・公図の写し（法務局、3ヶ月以内のもの）
- ・申請地の位置図（住宅地図又は、2万分の1程度の地図）
- ・建物・施設の配置図、平面図、立面図
- ・預金残高証明書又は、融資証明書（資金の確実性）
- ・土地改良区意見書（田の場合、一迫沿岸土地改良区）
- ・公共物使用許可書（公共物を使用する場合、建設課）
- ・工程表（工事が1年以上又は、一時転用の場合）
- ・その他参考となる資料（他法令により許認可等を要する場合）

☆譲受人（借人）が法人等の場合

- ・法人登記簿謄本（法務局、3ヶ月以内のもの）
- ・定款、規約、寄付行為等の写し
- ・総会、理事会等の議事録の抄本（申請地の取得等を決定した際のもの）

★その他注意事項

- 申請期日 毎月15日まで申請を受付たものは、当月の農業委員会総会審議となります。
- 本人記載 申請書には、原則として申請者本人が記載し申請します。
- 委任状 代理人が申請する場合は、委任状と代理人の住所が確認できるものを持参してください。

現地調査	当月の農業委員会総会の日（毎月25日頃）及び月末頃に現地調査があります。立会いは不要ですが、境界が確認できるよう杭、竹等で表示してください。
決済金	土地改良区から意見書を受けるときは、決済金が必要となります。4万円弱／10a)
土地改良費	土地改良事業（ほ場整備、かん排等）を実施した農地の場合は、分担金を繰上償還することになります。（詳細は農政課にお聞きください。）
許可	通常は翌月の20日頃、県から郵送されます。
登記	許可後は速やかに（建築の場合は完成後）移転・変更等の登記をしてください。
贈与税	申請地が生前一括贈与を受けた特例農地の場合、許可後2ヶ月以内に税務署へ届出が必要です。（猶予されている贈与税を納付することになります。）